

秋田県弓道連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、秋田県弓道連盟(以下「本連盟」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は会長宅または会長の指定する箇所に置くものとする。

(目的)

第3条 本連盟は、弓道を普及振興して国民体位の向上とスポーツ精神の涵養に資するとともに、社会文化の進展に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 弓道の普及振興に関する事業
- (2) 研修会、講習会、競技会等の開催及び後援
- (3) 友好団体及び同好者相互の連絡に関する事業
- (4) 公益財団法人全日本弓道連盟から委託された事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第5条 本連盟は、公益財団法人全日本弓道連盟及び公益財団法人秋田県体育協会に加盟し、その事業の主旨に則り活動を行うことができる。

第3章 組織

(組織)

第6条 本連盟は、秋田県に在住する地域団体、地域弓道同好者及び学校弓道同好者をもって組織する。

- 2 高校生以下の者を準会員とし第4条の諸行事に参加させることができる。
- 3 部活動組織の一つとして女子部を置く。

第7条 本連盟に新たに加盟を希望する団体及び個人は、連盟事務局または地域弓道部会を経て加盟することができる。

(専門委員会)

第8条 本連盟は、事務遂行上必要に応じて、各種の専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員長は会長が委嘱する。
- 3 専門委員会の組織に関する事項については、理事総会の議決を経て別に定める。

第4章 役員

(役員)

第9条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 2名(女子部長及び高体連専門委員長)
- (6) 執行理事 若干名
- (7) 理事 各団体の一般会員5名につき1名とする。(さらに一般会員10名を超えるごとに1名ずつ増員することができるものとする。) また、各高校弓道部顧問及び各大学代表者1名とする。
- (8) 監事 3名

(役員を選任)

第10条 会長、副会長、理事長、副理事長、執行理事及び監事は理事総会において選任する。

- 2 理事は各団体の推薦により会長が委嘱するものとする。
- 3 常任理事は所属団体の推薦により会長が委嘱するものとする。

(役員職務)

第11条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ会長の指名する順位によりその職務を代行する。
- (3) 理事長は、会務を掌理するほか会長及び副会長ともに事故あるときはその職務を代行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐する。
- (5) 常任理事及び執行理事は指定された業務を遂行する。
- (6) 理事は、本連盟の理事総会を組織し、本連盟の会務を議決執行する。
- (7) 監事は、本連盟の事務及び会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 本連盟の役員たるにふさわしくない行為があった場合、または特別の事情のある場合のみ、その在任中といえども理事総会の議決によって、これを解任することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第13条 本連盟に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与を委嘱するときは、理事総会において決定し会長が委嘱する。

- 3 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ会議において意見を述べることができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第14条 本連盟の会議は、理事総会、役員会及び監事会とする。

(理事総会)

第15条 理事総会は全役員で構成し、毎年1回定例のほか必要に応じ会長がこれを召集する。

- 2 現任理事の三分の一以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事総会を召集しなければならない。
- 3 会議の議長は、会長があたる。

(理事総会の議決事項)

第16条 理事総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 前年度事業報告及び会計報告
- (2) 当年度事業計画及び予算
- (3) 役員を選任または解任
- (4) 規約及び規定の制定、改正及び廃止
- (5) その他、連盟の運営について特に必要な事項

(議決)

第17条 会議は全役員の前出席の二分の一以上の出席により成立するものとする。ただし、書面をもって議決を委任された者の出席または委任状が提出されている場合はこれを出席とする。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の裁定による。

(役員会)

第18条 役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、執行理事及び監事をもって構成し、必要に応じ会長がこれを召集する。なお、会議の議長は会長があたる。

(役員会の付議事項)

第19条 役員会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 理事総会に付議する事項
- (2) 理事総会から委任された事項
- (3) 会の運営に関する事項
- (4) その他、会長が必要と認めた事項

(監事会)

第20条 監事会は、監事をもって構成する。

- 2 監事会は、毎年度に1回以上行い、本連盟の事務及び会計を監査しなければならない。
- 3 前項による監査を行った場合は、その結果を会長に報告しなければならない。

第6章 会計及び経費

(会計)

第21条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第22条 本連盟の経費は、加盟分担金(会費)、事業に伴う収入、寄付金及びその他の収入をもってあてるものとする。

- 2 前項の加盟分担金(会費)は、毎年4月1日現在の会員数に基づき、別に定める金額全額を6月末日までに、会員名簿を添えて納付するものとする。なお、年度中途における加盟者についても全額を納付するものとする。
- 3 年度中途における昇段、昇格者については、加盟分担金(会費)の追徴は行わない。

第7章 その他

(退会、除名)

第23条 会員が次の各号に該当するときは、その資格を失う。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ、または本連盟の目的に反する行為があった場合
- (2) 加盟分担金(会費)を納付しない場合
- (3) 本県より転出した場合
- (4) 死亡した場合

(帳簿)

第24条 本連盟に次の帳簿を備えるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 経費整理簿
- (3) 予算、決算書
- (4) 会議議事録

(規約等)

第25条 本連盟は、本規約のほか、表彰規程、旅費規程及び慶弔規程を制定するものとする。

附則

この規約は、昭和63年12月4日から施行する。

平成5年4月11日一部改正

平成8年4月14日一部改正

平成17年4月10日一部改正

平成18年4月9日一部改正

平成26年4月13日一部改正(特別会費、執行理事を追加)

平成31年4月7日一部改正(特別会費を削除)

2022(R4)年4月10日一部改正(第9条(4))